

# ご契約に関する注意事項

## 契約の変更・解約について

- お客様のご都合でNTT東日本・西日本の元のサービスに戻される場合や、他事業者の光コラボへ変更をする場合は、電話番号が変更になったり、違約金並びに別途工事費等が発生する場合がございます。
- 3年割が適用になるため、契約開始および契約更新から3年毎の契約満了月以外のお客様都合による解約に際し、1年未満で30,000円(24,000円)、2年未満で20,000円(16,000円)、3年未満で10,000円(8,000円)の違約金(不課税)が発生いたします。契約開始から3年経過後の、1回目の契約更新後における、契約満了月以外のお客様都合による解約は、契約更新から、1年未満で30,000円(24,000円)、2年未満で20,000円(16,000円)、3年未満で10,000円(8,000円)の違約金(不課税)が発生いたします。2回目の契約更新以降におけるお客様都合による解約は、契約満了月以外には10,000円(8,000円)の違約金(不課税)が発生いたします。※カッコ内の金額はオフィス光119スマート・アドバンスの違約金額です。
- 光回線の新設またはホームゲートウェイの設置および変更があるお客様は、サービス切替予定日に業者が訪問する場合がございます。

## 初期契約解除制度について

1. 本書がお手元に到着した日から8日間以内であれば、お申し込みいただきました弊社サービスを、書面によるお申し出により解除することができます。この効力は当該書面を発送した時より生じます。その際は、事前にお電話にてご連絡をお願い申し上げます。
2. この場合、損害賠償もしくは違約金その他の金銭等を請求されることはありません。ただし、当該期間に弊社サービスをご利用された場合、事務手数料、実施工事費、ご利用のサービス料がかかりますのでお客様にてご負担いただきますことをご留意ください。当該金額につきましては、契約内容確認書に記載の額となります。また、契約に関連して弊社が金銭等を受領している際には当該金銭等(ただし書き以下の金額を除く。)をお客様に返還いたします。
3. 弊社オプションサービスに加入している場合は、初期契約解除制度とは別途で解約手続きが必要となります。
4. 事業者が初期契約解除制度について不実のことを告げたことにより、お客様が告げられた内容が事実であると誤認し、これによって8日間を経過するまでに契約を解除しなかった場合、弊社サービスの解除を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して8日間を経過するまでの間であれば弊社サービスを解除することができます。
5. 弊社サービスをお申し込みをいただいたお客様で、法人その他の団体に該当し、営業目的(非営利組織の場合は事業目的)にてお申し込みをされた場合、本条に定める初期契約解除の適用は除外されます。
6. 本件についてのお問い合わせ先・書面を送付いただける宛先  
【住所】〒450-0002 名古屋市中村区名駅3-14-16 東洋ビルディング6F  
【宛先】株式会社東名 CO事業部  
【フリーダイヤル】0120-119-116

<書面による解除の記載例>

<input type="checkbox"/> 450-0002 名古屋市中村区名駅3-14-16 東洋ビルディング6F 株式会社東名 CO事業部 ・ご住所 ・ご契約者名 ・お電話番号	契約書面受領日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 ①お客様 ID 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ②お申込みサービス名 オフィス光119〇〇〇プラン (光ファイバー・インターネット) ③サービス利用基本料 月額〇〇〇〇円 上記契約を解除します。
--	---

## 利用料お支払いについて

- (1) 料金のお支払い方法、請求内容等はご契約内容により異なります。弊社もしくはご契約のプロバイダの請求書等をご覧ください。
- (2) 弊社からのご請求に関するお支払いは、口座振替・コンビニ払い・クレジットカード決済のどちらかの方法となります。  
【対応カード：NICOS、VISA、MASTER、UFJcard、DC、ダイナース】(クレジットカード決済の場合は、各カード会社の請求書明細にてご確認ください)。
- (3) 弊社以外のプロバイダからのご請求に関するお支払いは、ご契約のプロバイダにご確認ください。
- (4) 弊社は、口座振替のお知らせ・ご利用料金内訳書の郵送を行っておりません。  
ご利用料金内訳についてはWEBサイト (<https://www.119bill.jp/usr/login.aspx>) にて無償で、ご確認・ダウンロード頂けます。  
なお、WEB通話明細をご希望の場合、別途100円/月(税抜き)をご負担いただけます。

区分	請求方法	
	(1) 光回線・プロバイダを弊社とご契約の場合	(2) 光回線を弊社と契約、プロバイダを他社と契約した場合
弊社サービス利用料 ・オフィス光119利用料 ・オフィス光119オプション サービス利用料 プロバイダ利用料	プロバイダ料金含め、NTTもしくは弊社から直接ご請求させていただく方法のいずれかをご選択いただけます。	NTT東日本・西日本もしくは弊社から直接ご請求させていただく方法のいずれかをご選択いただけます。  ご契約のプロバイダからご請求

## お問い合わせ

【お問い合わせ】0120-119-116

365日9:00~20:00(年末年始は除く) ※携帯・PHSからもご利用いただけます。

【ご利用明細について】毎月の料金明細(請求内訳)については、「WEB料金明細サービス」WEBページ (<https://www.119bill.jp/usr/login.aspx>) をご覧ください。「WEB料金明細サービス」のユーザー登録には、ID・パスワードが必要となります。ユーザー登録に必要なID・パスワードの取得方法は、別紙「WEB料金 明細 ユーザー登録方法」をご覧ください。